

在留資格「技能実習」を有する者からの 「特定活動（難民認定等申請者用）」への在留資格変更に関する取扱いについて

現状・背景

- 在留資格「技能実習」で在留する一部の者については、技能実習を修了することなく、地方出入国在留管理局において在留資格「特定活動（難民認定等申請者用）」への在留資格変更許可申請に及ぶ事案が発生しており、技能実習制度の適正な運用に支障を来している。
- 在留資格「特定活動（難民認定等申請者用）」については、在留資格変更許可申請等に係る活動が法別表第一（特定活動の在留資格については告示をもって定める活動）又は同第二（定住者の在留資格については告示をもって定める地位を有する者としての活動）に掲げる在留資格に該当しない場合に許可されるべきもの。

対応策

- 対象者
在留資格「技能実習」を有して本邦に在留する者で、技能実習を修了しておらず、難民認定等申請を行い、在留資格「特定活動（難民認定等申請者用）」への在留資格変更を希望する者

これまでの取扱い	新たな取扱い（令和8年7月から）
● 技能実習の継続が困難である場合に、在留資格「特定活動（難民認定等申請者用）」への在留資格変更を認める。	● 技能実習の継続が困難となり（注）、監理団体等が復職や実習先変更の支援を講じたにもかかわらず、技能実習を再開・継続することができなかった場合に、在留資格「特定活動（難民認定等申請者用）」への在留資格変更を認める。 （注）自己の責めに帰すべき事情により技能実習の再開が困難な場合を含む。

※その他の要件に合致することを前提とする。

※本件は在留資格「特定活動（難民認定等申請者用）」に関する取扱いの見直しであり、難民認定等申請自体の取扱いを見直すものではない。

※自己の責めに帰すべき事情によらず技能実習の再開が困難である者を含め、上記赤字部分が提出資料により確認された場合には、従前どおり在留資格変更を認めることになる。